

群馬大学重粒子線医学推進機構規則

平成 21. 6. 24 制定

改正 平成 23. 4. 1 平成 26. 4. 1

平成 31. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、群馬大学学則第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医学推進機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 機構は、重粒子線医学に係る研究、教育、治療等の進展及び円滑な運営に資することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 機構に、次の各号に掲げるセンターを置く。

(1) 重粒子線医学研究センター

(2) 重粒子線医学センター

2 前項第 2 号に定める重粒子線医学センターは、群馬大学医学部附属病院規程第 6 条に定める中央診療施設等とする。

3 第 1 項各号のセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第 4 条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 重粒子線医学の研究及び教育に関すること。

(2) 重粒子線治療等に関すること。

(3) 重粒子線医学研究センター及び重粒子線医学センターの運営に関すること。

(4) その他第 2 条の目的を達成するために必要な事項

(機構長等)

第 5 条 機構長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理する。

3 機構長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第 6 条 機構の円滑な運営を図るため、群馬大学重粒子線医学推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第 7 条 機構の事務は、昭和地区事務部経営企画課が処理する。

(規則の改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に委嘱される機構長の任期は、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。